未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属:都市整備局

頁	債権整理番号	債権名	担当・事業所名 （連絡先）
1	001	住宅使用料	住宅部管理課（滞納整理）　電話:06-6208-9268
3	002	不正入居等損害金（管理担当）	住宅部管理課（滞納整理）　電話:06-6208-9268
5	003	市営住宅附帯駐車場納付金	住宅部管理課（滞納整理）　電話:06-6208-9268
7	004	市営住宅附帯駐車場使用料	住宅部管理課（滞納整理）　電話:06-6208-9268
9	005	市営住宅附帯駐車場損害金	住宅部管理課（滞納整理）　電話:06-6208-9268
11	006	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金	市街地整備部区画整理課（清算） 電話:06-6208-9437
13	008	賃料相当損害金	住宅部建設課（団地再生）　電話:06-6208-9273
			市街地整備部住環境整備課（市街地再開発） 電話:06-6208-9454
15	009	地代相当損害金	住宅部保全整備課　電話:06-6208-9271

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号（3ケタ）	001	債権区分	非強制徴収公債権	債権名	住宅使用料

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	365,466	0	365,466	101,600	38,000	139,600	27.8%	38.2%	225,866	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	363,115
B	令和6年度 修正目標	368,780	1	368,779	109,896	31,300	141,197	29.8%	38.3%	227,583	37,008,845	36,871,912	0	36,871,912	99.6%	99.6%	136,933	98.9%	99.0%	364,516
C	令和6年度 実績	368,780	▲ 2,609	371,389	119,371	18,835	135,597	32.1%	36.8%	233,183	37,304,224	37,153,681	0	37,153,681	99.6%	99.6%	150,543	98.9%	99.0%	383,726
D	令和7年度 計画※	363,115	0	363,115	100,946	38,000	138,946	27.8%	38.3%	224,169	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	361,418
E	令和7年度 目標	383,726	1	383,725	123,176	21,180	144,357	32.1%	37.6%	239,369	37,209,883	37,072,206	0	37,072,206	99.6%	99.6%	137,677	98.9%	99.0%	377,046
F	令和7年度 実績	383,726	▲ 879	384,605	128,905	17,450	145,476	33.5%	37.9%	238,250	37,584,312	37,423,379	0	37,423,379	99.6%	99.6%	160,933	98.9%	98.9%	399,183
G	令和8年度 計画※	361,418	0	361,418	100,474	38,000	138,474	27.8%	38.3%	222,944	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	360,193
H	令和8年度 目標	399,183	0	399,183	133,726	16,606	150,332	33.5%	37.7%	248,851	37,976,657	37,836,143	0	37,836,143	99.6%	99.6%	140,514	98.9%	99.0%	389,365
I	令和9年度 計画※	360,193	0	360,193	100,133	38,000	138,133	27.8%	38.3%	222,060	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	359,309

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

３．令和７年度の取組実績・課題・改善策など

令和７年度の取組実績

【過年度】
未収金の削減のため、以下の取り組みを行った。
・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促の実施。
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握努力。
・所在の判明している、又は判明した退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施。
・督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件として業務委託。（令和7年度3月末時点委託案件回収額：7,516千円）
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し、不履行になった場合には、委託先より速やかに催告。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行。（令和7年度3月末時点債権差押申立件数：24件　取立件数：17件）
・破産で免責を受けたものに対する債権債権額が10万円未満）について、市長専決処分による債権放棄を実施。（1件：60,309円）
・破産で免責を受けたものに対する債権（債権額が10万円以上）について、議決を得て債権放棄を実施。（3件：959,386円）
【現年度】
滞納発生を未然に防ぐため、以下の取り組みを行った。
・口座振替実施率向上の取り組み。（Web口振推進等）
・代理納付実施率向上の取り組み。（各区ケースワーカーとの連携等）
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施。（令和7年度3月末時点即決和解申出件数：179件）
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施、また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送。

課題と改善策

【課題】
・滞納者の多くは所在不明となっており、その者への督促が困難となっている。また、所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。
【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め、督促の糸口を掴めるように努める。
・所在判明者については、少額で年数がかかろうとも支払いをするように交渉し、委託業者に引き継ぐ。

４．令和８年度の取組内容 …「１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「３．令和７年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

【過年度使用料の未収金解消について】
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。
・督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置（債権差押）への移行を図る。
・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。

未収金の発生抑制に向けた取組

【現年度使用料の未収金発生抑制について】
・口座振替・代理納付実施率の向上の取り組みをおこない、未収金の発生そのものを抑制する。
・未収金の発生にいたってしまった案件においては速やかに指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を実施する。
・止む負えず滞納期間3ヶ月以上となり、明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
・即決和解申出者に対しては和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
・訴訟に至った案件においても訴訟和解を提案し入居中のまま支払わせる努力をおこなう。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権										整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		残高の合計 ＝ 上記2のF（令7実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
		滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの		【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数	0	4,349	125	98	9	212	0	470	0	5,263	37	756	125	127	354	0	37	1,436	6,699
過年度	未収金残高	0	159,419	4,570	4,390	369	6,294	0	16,225	0	191,267	1,312	23,945	4,084	2,690	13,743	0	1,209	46,983	238,250
現年度	未収債権の件数	100	3,255	31	476	0	424	0	6	0	4,292	0	42	10	0	0	0	0	52	4,344
現年度	未収金残高	4,230	117,595	996	20,110	0	16,206	0	148	0	159,285	0	1,011	637	0	0	0	0	1,648	160,933

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定を まとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数：3,710 人

令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：11,043

令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のF（令7実績）のケ”：399,183

6. 令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高１億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位：3 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記2Cキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	32.1%	20.2%

	大阪市（上記2Cキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	99.6%	98.9%

	大阪市（上記2Cキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	98.9%	94.5%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号（3ケタ）	002	債権区分	私債権	債権名	不正入居等損害金（管理担当）

1．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アーウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	953,297	0	953,297	14,299	30,000	44,299	1.5%	4.6%	908,998	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.2%	950,739
B	令和6年度 修正目標	961,469	1	961,468	20,190	26,500	46,691	2.1%	4.9%	914,778	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.7%	5.4%	956,519
C	令和6年度 実績	961,469	4,835	956,634	17,309	14,944	37,088	1.8%	3.9%	924,381	53,091	3,674	37	3,711	6.9%	7.0%	49,380	2.1%	4.0%	973,761
D	令和7年度 計画※	950,739	0	950,739	14,261	30,000	44,261	1.5%	4.7%	906,478	44,000	6,732	0	6,732	15.3%	15.3%	37,268	2.1%	5.1%	943,746
E	令和7年度 目標	973,761	9,702	964,059	19,281	42,660	71,643	2.0%	7.4%	902,118	49,281	5,766	0	5,766	11.7%	11.7%	43,515	2.5%	7.6%	945,633
F	令和7年度 実績	973,761	12,946	960,815	14,402	22,502	49,850	1.5%	5.1%	923,911	55,049	3,558	0	3,558	6.5%	6.5%	51,491	1.8%	5.2%	975,402
G	令和8年度 計画※	943,746	0	943,746	14,156	30,000	44,156	1.5%	4.7%	899,590	44,000	6,732	0	6,732	15.3%	15.3%	37,268	2.1%	5.2%	936,858
H	令和8年度 目標	975,402	0	975,402	19,508	24,385	43,893	2.0%	4.5%	931,509	46,360	5,424	0	5,424	11.7%	11.7%	40,936	2.4%	4.8%	972,445
I	令和9年度 計画※	936,858	0	936,858	14,053	30,000	44,053	1.5%	4.7%	892,805	44,000	6,732	0	6,732	15.3%	15.3%	37,268	2.1%	5.2%	930,073

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

【過年度】
未収金の削減のため、以下の取り組みを行った。
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握努力。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施。
・督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件として業務委託。（令和7年度3月末時点委託案件回収額：10,650千円）
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行。（令和7年度3月末時点債権差押申立件数：32件　取立件数：16件）
・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上）について、議決を得て債権放棄の実施。（21件：7,297,588円）
・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円未満）について、市長専決処分による債権放棄の実施。（3件：217,032円）
【現年度】
損害金発生を未然に防ぐため、以下の取り組みをおこなった。
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施、また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送。
・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施。（令和7年度3月末時点即決和解申出件数：179件）
・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取り組みの実施。
・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間短縮。

課題と改善策

【課題】
・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。
【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め、督促の糸口を掴めるように努める。
・所在判明者については、少額で年数がかかろうとも支払いをするように交渉し、委託業者に引き継ぐ。
・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

4．令和8年度の取組内容 … 「1．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

【過年度損害金の未収金解消について】
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置（債権差押）への移行を図る。
・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。
また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

未収金の発生抑制に向けた取組

【現年度損害金の未収金解消について】
・損害金の発生を抑制する観点から、賃料未払い者に対しては、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施し、不適正入居者や不正入居者については手続き未済の速やかな指導し、手続き不可者に対しては速やかな退去を促す。
・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。
・止む負えず強制執行する際も、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権										整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のF（令7実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	4,661	249	104	75	74	0	867	0	6,030	56	711	136	63	2,802	0	8,680	12,448	18,478
過年度	未収金残高	0	310,754	12,943	10,406	3,355	3,608	0	41,700	0	382,766	2,484	35,024	8,636	3,663	118,572	0	372,766	541,145	923,911
現年度	未収債権の件数	200	431	26	251	0	15	0	0	0	923	0	12	3	0	2	0	0	17	940
現年度	未収金残高	11,988	18,142	1,732	18,048	0	630	0	0	0	50,540	0	685	213	0	53	0	0	951	51,491

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、１人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② １つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は１人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和７年度決算見込における債務者数：**2,057** 人

令和７年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：19,418

令和７年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のF（令7実績）のケ”：975,402

６．令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高１億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記2Cキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	1.8%	

	大阪市（上記2Cキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	6.9%	

	大阪市（上記2Cキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	2.1%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由　各都市によって運用・集計の方法が異なり、同条件の比較が困難であるため

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号（3ケタ）	003	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場納付金

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	ー	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「ー」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	208	0	208	12	0	12	5.8%	5.8%	196	0	0	0	0	ー	ー	0	5.8%	5.8%	196
B	令和6年度 修正目標	207	0	207	12	0	12	5.8%	5.8%	195	0	0	0	0	ー	ー	0	5.8%	5.8%	195
C	令和6年度 実績	207	0	207	1	0	1	0.5%	0.5%	206	0	0	0	0	ー	ー	0	0.5%	0.5%	206
D	令和7年度 計画※	196	0	196	12	0	12	6.1%	6.1%	184	0	0	0	0	ー	ー	0	6.1%	6.1%	184
E	令和7年度 目標	206	0	206	12	0	12	5.8%	5.8%	194	0	0	0	0	ー	ー	0	5.8%	5.8%	194
F	令和7年度 実績	206	0	206	11	0	11	5.3%	5.3%	195	0	0	0	0	ー	ー	0	5.3%	5.3%	195
G	令和8年度 計画※	184	0	184	12	0	12	6.5%	6.5%	172	0	0	0	0	ー	ー	0	6.5%	6.5%	172
H	令和8年度 目標	195	0	195	12	0	12	6.2%	6.2%	183	0	0	0	0	ー	ー	0	6.2%	6.2%	183
I	令和9年度 計画※	172	0	172	12	0	12	7.0%	7.0%	160	0	0	0	0	ー	ー	0	7.0%	7.0%	160

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

３．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

未収金の削減のため、以下の取り組みを行った。
・本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託。
・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理するなど滞納解消へ取り組みを実施。
・所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握努力。

課題と改善策

【課題】
・滞納者の多くは所在不明となっており、その者への督促が困難となっている。また、所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。
【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め、督促の糸口を掴めるように努める。
・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

４．令和8年度の取組内容 …「１．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「３．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

【過年度納付金の未収金解消について】
・本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。
・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。
・所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。
・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

未収金の発生抑制に向けた取組

・新規発生なし。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類		滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの		【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のF （令7実績） のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	15	18	18
過年度	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	159	195	195
現年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年度	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数：9 人

令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：18

令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のF（ 令7実績）のケ'：195

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号（3ケタ）	004	債権区分	非強制徴収公債権	債権名	市営住宅附帯駐車場使用料

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	11,714	0	11,714	5,388	325	5,713	46.0%	48.8%	6,001	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.4%	99.4%	12,940
B	令和6年度 修正目標	10,129	0	10,129	4,659	219	4,878	46.0%	48.2%	5,251	2,259,331	2,252,553	0	2,252,553	99.7%	99.7%	6,778	99.5%	99.5%	12,029
C	令和6年度 実績	10,129	▲ 13	10,142	5,947	145	6,079	58.6%	60.0%	4,050	2,232,575	2,226,513	0	2,226,513	99.7%	99.7%	6,062	99.5%	99.5%	10,112
D	令和7年度 計画※	12,940	0	12,940	5,952	243	6,195	46.0%	47.9%	6,745	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.4%	99.4%	13,684
E	令和7年度 目標	10,112	0	10,112	5,926	220	6,146	58.6%	60.8%	3,966	2,176,877	2,170,346	0	2,170,346	99.7%	99.7%	6,531	99.5%	99.5%	10,497
F	令和7年度 実績	10,112	18	10,094	5,276	171	5,465	52.3%	54.0%	4,647	2,189,672	2,183,159	0	2,183,159	99.7%	99.7%	6,513	99.5%	99.5%	11,160
G	令和8年度 計画※	13,684	0	13,684	6,295	2,081	8,376	46.0%	61.2%	5,308	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.4%	99.5%	12,247
H	令和8年度 目標	11,160	0	11,160	6,026	316	6,342	54.0%	56.8%	4,818	2,158,339	2,151,864	0	2,151,864	99.7%	99.7%	6,475	99.5%	99.5%	11,293
I	令和9年度 計画※	12,247	0	12,247	5,634	3,140	8,774	46.0%	71.6%	3,473	2,312,899	2,305,960	0	2,305,960	99.7%	99.7%	6,939	99.4%	99.6%	10,412

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

３．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

【過年度】
未収金の削減のため、以下の取り組みを行った。
・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託。（令和7年度3月末時点委託案件回収額：175千円）
・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握努力。
・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施。
・督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件として業務委託。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し、不履行になった場合には、委託先より速やかに催告。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行。
・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施。（1件：12,580円）
【現年度】
滞納発生を未然に防ぐため、以下の取り組みを行った。
・口座振替実施率の向上の取り組み。（Web口振推進等）
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化に向けた業務改善検討会を実施。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施。（令和7年度3月末時点即決和解申出件数：21件）
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施、また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送。

課題と改善策

【課題】
・滞納者の多くは所在不明となっており、その者への督促が困難となっている。また、所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。
【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め、督促の糸口を掴めるように努める。
・所在判明者については、少額で年数がかかろうとも支払いをするように交渉し、委託業者に引き継ぐ。

４．令和8年度の取組内容 …「1．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

【過年度駐車場使用料の未収金解消について】
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。
・督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置（債権差押）への移行を図る。
・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。

未収金の発生抑制に向けた取組

【現年度駐車場使用料の未収金発生抑制について】
・口座振替・代理納付実施率の向上の取り組みをおこない、未収金の発生そのものを抑制する。
・未収金の発生にいたってしまった案件においては速やかに指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を実施する。
・止む負えず滞納期間3ヶ月以上となり、明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
・即決和解申出者に対しては和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
・訴訟に至った案件においても訴訟和解を提案し、契約中のまま支払わせる努力をおこなう。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
分類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		残高の合計 ＝ 上記2のF （令7実績） のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色<塗りつぶして提出）
		滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、 分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、 分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、 債務者の資力回復を待つため、 納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの		【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数	0	306	10	0	0	3	0	33	0	352	0	33	0	0	22	0	2	57	409
過年度	未収金残高	0	3,502	119	0	0	17	0	394	0	4,032	0	360	0	0	230	0	25	615	4,647
現年度	未収債権の件数	31	450	0	39	0	35	0	0	0	555	0	0	0	0	0	0	0	0	555
現年度	未収金残高	315	5,371	0	445	0	382	0	0	0	6,513	0	0	0	0	0	0	0	0	6,513

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数：460 人

令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：964

令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のF（ 令7実績）のケ”：11,160

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部管理課	債権整理番号（3ケタ）	005	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場損害金

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’- (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	16,329	0	16,329	245	0	245	1.5%	1.5%	16,084	2,708	436	0	436	16.1%	16.1%	2,272	3.6%	3.6%	18,356
B	令和6年度 修正目標	15,749	0	15,749	236	0	236	1.5%	1.5%	15,513	2,707	368	0	368	13.6%	13.6%	2,339	3.3%	3.3%	17,852
C	令和6年度 実績	15,749	1	15,748	487	0	488	3.1%	3.1%	15,261	3,227	433	0	433	13.4%	13.4%	2,794	4.8%	4.9%	18,055
D	令和7年度 計画※	18,356	0	18,356	275	345	620	1.5%	3.4%	17,736	1,900	306	0	306	16.1%	16.1%	1,594	2.9%	4.6%	19,330
E	令和7年度 目標	18,055	0	18,055	271	0	271	1.5%	1.5%	17,784	2,705	273	0	273	10.1%	10.1%	2,432	2.6%	2.6%	20,216
F	令和7年度 実績	18,055	76	17,979	865	154	1,095	4.8%	6.1%	16,960	2,174	324	0	324	14.9%	14.9%	1,850	5.9%	7.0%	18,810
G	令和8年度 計画※	19,330	0	19,330	290	3,041	3,331	1.5%	17.2%	15,999	1,900	306	0	306	16.1%	16.1%	1,594	2.8%	17.1%	17,593
H	令和8年度 目標	18,810	1	18,809	771	230	1,002	4.1%	5.3%	17,808	2,702	273	0	273	10.1%	10.1%	2,429	4.9%	5.9%	20,237
I	令和9年度 計画※	17,593	0	17,593	264	2,878	3,142	1.5%	17.9%	14,451	1,900	306	0	306	16.1%	16.1%	1,594	2.9%	17.7%	16,045

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

３．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

【過年度】
未収金の削減のため、以下の取り組みを行った。
・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託。（令和7年度3月末時点委託案件回収額：659千円）
・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握努力。
・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施。
・督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件として業務委託。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し、不履行になった場合には、委託先より速やかに催告。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行。
【現年度】
損害金発生を未然に防ぐため、以下の取り組みをおこなった。
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化に向けた業務改善検討会を実施。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施。（令和7年度3月末時点即決和解申出件数：21件）
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施、また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送。

課題と改善策

【課題】
・滞納者の多くは所在不明となっており、その者への督促が困難となっている。また、所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。
【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め、督促の糸口を掴めるように努める。
・所在判明者については、少額で年数がかかろうとも支払いをするように交渉し、委託業者に引き継ぐ。
・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

４．令和8年度の取組内容 …「１．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「３．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

【過年度駐車場損害金の未収金解消について】
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置（債権差押）への移行を図る。
・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

未収金の発生抑制に向けた取組

【現年度駐車場損害金の未収金解消について】
・損害金の発生を抑制する観点から、賃料未払い者に対しては、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。
・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主返還を促し、損害金の発生を抑制する。
・止む負えず強制執行する際も、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
分類		① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のF（令7実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	269	11	0	0	4	0	53		337	0	35	0	0	74	0	251	360	697
過年度	未収金残高	0	8,297	224	0	0	81	0	1,240		9,842	0	777	0	0	1,195	0	5,146	7,118	16,960
現年度	未収債権の件数	60	1	0	17	0	4	0	0		82	0	0	0	0	0	0	0	0	82
現年度	未収金残高	1,326	25	0	406	0	93	0	0		1,850	0	0	0	0	0	0	0	0	1,850

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数	131 人
令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）	779
令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のF（令7実績）のケ’	18,810

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	市街地整備部区画整理課（清算）	債権整理番号（3ケタ）	006	債権区分	強制徴収公債権	債権名	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ+エ+オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ+オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’- (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	13,936	0	13,936	499	0	499	3.6%	3.6%	13,437	315	144	0	144	45.7%	45.7%	171	4.5%	4.5%	13,608
B	令和6年度 修正目標	12,150	▲ 1	12,151	1,258	0	1,257	10.4%	10.3%	10,893	314	14	0	14	4.5%	4.5%	300	10.2%	10.2%	11,193
C	令和6年度 実績	12,150	▲ 1	12,151	1,076	2,021	3,096	8.9%	25.5%	9,054	254	92	0	92	36.2%	36.2%	162	9.4%	25.7%	9,216
D	令和7年度 計画※	13,608	▲ 171	13,779	2,097	0	1,926	15.2%	14.2%	11,682	311	11	0	11	3.5%	3.5%	300	15.0%	13.9%	11,982
E	令和7年度 目標	9,216	9	9,207	224	0	233	2.4%	2.5%	8,983	162	0	0	0	0.0%	0.0%	162	2.4%	2.5%	9,145
F	令和7年度 実績	9,216	9	9,207	935	0	944	10.2%	10.2%	8,272	162	0	0	0	0.0%	0.0%	162	10.0%	10.1%	8,434
G	令和8年度 計画※	11,982	▲ 300	12,282	442	0	142	3.6%	1.2%	11,840	311	11	0	11	3.5%	3.5%	300	3.6%	1.2%	12,140
H	令和8年度 目標	8,434	0	8,434	830		830	9.8%	9.8%	7,604	162	0	0	0	0.0%	0.0%	162	9.7%	9.7%	7,766
I	令和9年度 計画※	12,140	▲ 300	12,440	402	354	456	3.2%	3.8%	11,684	311	11	0	11	3.5%	3.5%	300	3.2%	3.8%	11,984

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

・納付が滞っている債務者に対し電話番号や自宅訪問したうえで生活状況を確認し、納付を促した。
・残高を文書で通知し納付意識の向上を図った。（1債務者につき年1回以上）
・滞納者への自宅訪問。不在箋を投函。電話にて滞納で滞っている者への催促。

課題と改善策

【課題】
・納付が滞った場合に直ちに催告しても、応じない債務者や滞納を繰り返す債務者がいる。
・家計の悪化（収入減少など）により、納付が滞る場合がある。

【改善策】
・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。

4．令和8年度の取組内容 … 「1．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・・納付が滞っている債務者に対し電話番号や自宅訪問したうえで生活状況を確認し、納付を促す。
・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。（1債務者につき年1回以上）
・最終的に不動産や預貯金などの財産調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。

未収金の発生抑制に向けた取組

・納付が滞っている債務者に対し電話連絡や自宅を訪問したうえで生活状況を確認し、納付を促す。
・居住調査及び親族調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。
・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。（1債務者につき年1回以上）

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
分類		① 滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のF （令7実績） のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数						2	12			14								0	14
過年度	未収金残高						3,823	4,449			8,272								0	8,272
現年度	未収債権の件数						2	0			2								0	2
現年度	未収金残高						162	0			162								0	162

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、１人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) ｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数：**14** 人

令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：16

令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のF（ 令7実績）のケ”：8,434

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	建設課（団地再生グループ） 住環境整備課（市街地開発グループ）	債権整理番号（3ケタ）	008	債権区分	私債権	債権名	賃料相当損害金

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
B	令和6年度 修正目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
C	令和6年度 実績	3,521	0	3,521	0	0	0	0.0%	0.0%	3,521	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	4.4%	4.4%	3,521
D	令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
E	令和7年度 目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
F	令和7年度 実績	3,521	0	3,521	0	0	0	0.0%	0.0%	3,521	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	4.4%	4.4%	3,521
G	令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H	令和8年度 目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	163	163	0	163	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
I	令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

３．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

（建設課（団地再生グループ））
・債務者については、令和7年5月、令和7年12月に訪問勧告・協議を行い売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。

（住環境整備課（市街地再開発グループ））
・電話による督促と併せて、訪問による督促を行った。
・債権管理アドバイザーに債権回収の方針についての相談を行った。
・差押え可能な財産の有無について調査を行った。

課題と改善策

【課題】
（建設課（団地再生グループ））
・債務者について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。

（住環境整備課（市街地再開発グループ））
・未だ納付がない状況である。
・財産状況について可能な範囲で調査を行ったが、資力が不明である。

【改善策】
（建設課（団地再生グループ））
・債務者に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行い、早期に売買契約を締結する。

（住環境整備課（市街地再開発グループ））
・交渉の機会を探りつつ、弁護士の活用について検討する。

４．令和8年度の取組内容 …「１．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「３．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

（建設課（団地再生グループ））
・債務者に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。

（住環境整備課（市街地再開発グループ））
・弁護士の活用について検討する。
・債務者が居住する区役所や同様のケースを持つ他所属と連携し、情報収集を行う。

未収金の発生抑制に向けた取組

・今後発生の見込みなし。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
分類		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のF（令7実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数		1	2							3								0	3
過年度	未収金残高		1,827	1,694							3,521								0	3,521
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数	2 人
令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）	3
令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のF（令7実績）のケ’	3,521

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当・事業所名	住宅部保全整備課	債権整理番号（3ケタ）	009	債権区分	私債権	債権名	地代相当損害金

１．令和７年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

２．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’- (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和6年度 当初目標	219	0	219	103	0	103	47.0%	47.0%	116	0	0	0	0	－	－	0	47.0%	47.0%	116
B	令和6年度 修正目標	237	0	237	18	0	18	7.6%	7.6%	219	0	0	0	0	－	－	0	7.6%	7.6%	219
C	令和6年度 実績	237	0	237	41	0	41	17.3%	17.3%	196	0	0	0	0	－	－	0	17.3%	17.3%	196
D	令和7年度 計画※	116	0	116	10	0	10	8.6%	8.6%	106	0	0	0	0	－	－	0	8.6%	8.6%	106
E	令和7年度 目標	196	0	196	18	0	18	9.2%	9.2%	178	0	0	0	0	－	－	0	9.2%	9.2%	178
F	令和7年度 実績	196	0	196	28	0	28	14.3%	14.3%	168	0	0	0	0	－	－	0	14.3%	14.3%	168
G	令和8年度 計画※	106	0	106	10	0	10	9.4%	9.4%	96	0	0	0	0	－	－	0	9.4%	9.4%	96
H	令和8年度 目標	168	0	168	17	0	17	10.1%	10.1%	151	0	0	0	0	－	－	0	10.1%	10.1%	151
I	令和9年度 計画※	96	0	96	24	0	24	25.0%	25.0%	72	0	0	0	0	－	－	0	25.0%	25.0%	72

※「新・市政改革プラン」の期間（令和6～9年度）に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

３．令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

・債務者7名に、納付を求める文書の送付（令和7年9月、令和8年3月）を実施した。
・債権者1名に、納付を求める文書の送付（令和7年9月、令和8年3月）を実施し、未収金の完納に至った。

課題と改善策

【課題】
・債務者ごとの債務額が低額なので、比較的費用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。
　また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受ける可能性が高い。
　そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。
・過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。

【改善策】
・市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接触を図り、納付指導を行う。
・督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。

４．令和8年度の取組内容 … 「１．令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「３．令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問し、滞納解消に向け納付指導を行う。
・現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。

未収金の発生抑制に向けた取組

・すでに住宅の敷地には不法駐車はないため、今後地代相当損害金の発生はない。

５．令和７年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
分類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		残高の合計 ＝ 上記2のF （令7実績） のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
		滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの		【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	未収債権の件数		2								2							46	46	48
過年度	未収金残高		9								9							158	158	167
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、１人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) ｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数：7 人

令和7年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：48

令和7年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のF（令7実績）のケ’：167